

### III 年金管理課

年金管理課は、日本年金機構に対する各種認可に関する業務（滞納処分等、徴収・収納職員、厚生年金保険料等の納付の猶予、立入検査等）、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱・解嘱及び大臣表彰に関する業務、市町村に交付する国民年金事務費交付金等に係る審査業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、保険料納付確認団体の指定等に関する業務を担当しています。

#### 1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

##### (1) 概要

日本年金機構が滞納処分や財産調査を行う場合は、厚生年金保険法等により、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならぬと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部または管内年金事務所から提出される滞納処分等の認可申請について、認可処理要領（令和2年6月2日付年管発0602 第2号厚生労働省大臣官房年金管理審議官「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務取扱要領の改正について」）に基づき、内容を審査し認可を実施しています。

##### (2) 実績

令和3年4月から令和4年3月までの認可申請状況（詳細は参考資料1（1）参照）

区分	申請件数（注2）	認可件数（注2）
厚生年金保険（注1）	119,926件	119,926件
国民年金	126件	126件
計	120,052件	120,052件

（注1）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

（注2）申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

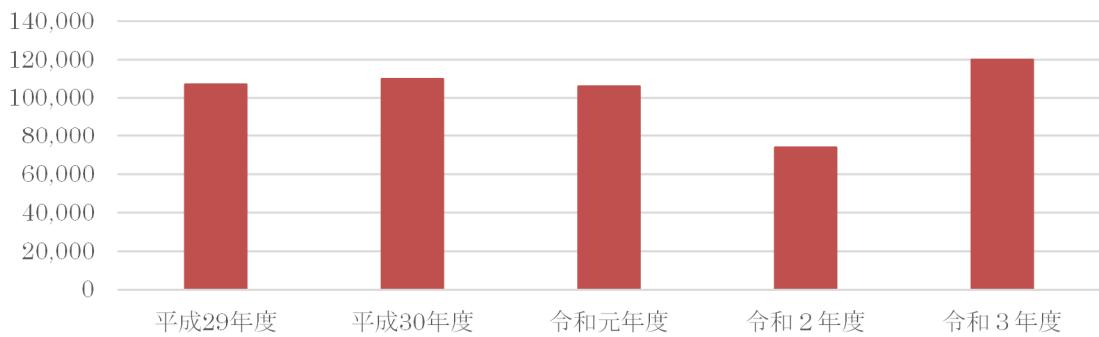
平成29年度から令和3年度までの認可状況

区分	厚生年金保険（注1）		国民年金	
	申請件数（注2）	認可件数（注2）	申請件数（注2）	認可件数（注2）
平成29年度	107,109件	107,109件	3,487件	3,487件
平成30年度	109,851件	109,851件	3,506件	3,506件
令和元年度	106,057件	106,057件	3,189件	3,189件
令和2年度	73,897件	73,897件	135件	135件
令和3年度	119,926件	119,926件	126件	126件

（注1）厚生年金保険は船員保険及び基金分を含む。

（注2）申請件数及び認可件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

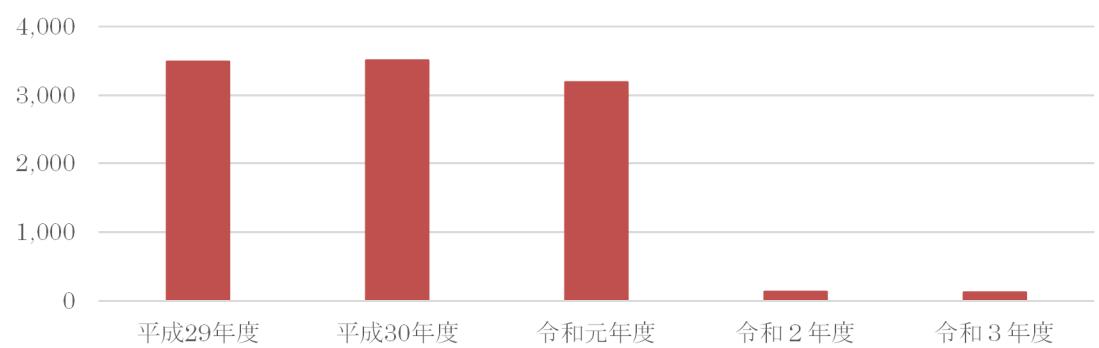
## 認可件数(厚生年金保険)



(注) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注) 認可件数については事業所数を記載。

## 認可件数(国民年金)



(注) 国民年金については被保険者数を記載。

## 2 日本年金機構が行った滞納処分等の実施結果報告の確認

### (1) 概要

日本年金機構が滞納処分等を実施した場合は、地方厚生局に対し、その実施結果を報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では日本年金機構本部から滞納処分等の実施結果を実施月の翌月末までに報告を受け、滞納処分等を執行した事案は認可を受けたものか、認可前の滞納処分等を実施していないか等を確認しています。

### (2) 実績

滞納処分等の実施結果（詳細は参考資料1（2）参照）

令和3年4月から令和4年3月までの実施件数

区分	実施件数 <sup>(注2)</sup>
厚生年金保険 <sup>(注1)</sup>	4,391件
国民年金	192件
計	4,583件

(注1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

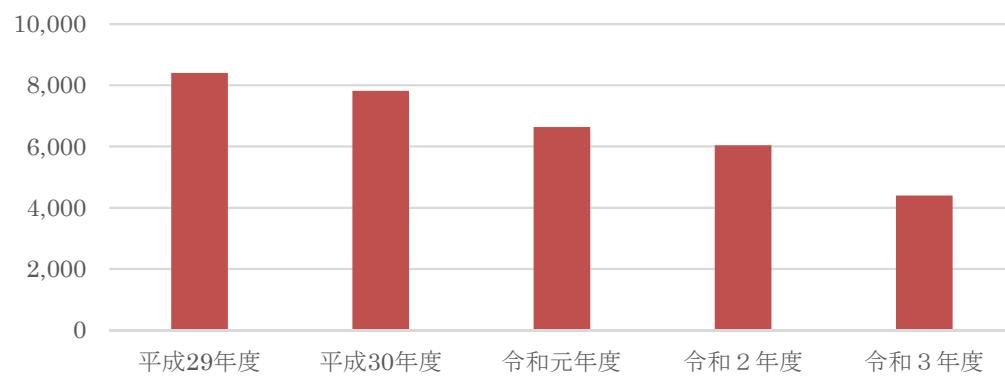
平成 29 年度から令和 3 年度までの実施状況

報告分	実施件数 (注 2)	
	厚生年金保険 (注 1)	国 民 年 金
平成 29 年度	8,402 件	2,758 件
平成 30 年度	7,819 件	2,773 件
令和元年度	6,630 件	2,810 件
令和 2 年度	6,041 件	212 件
令和 3 年度	4,391 件	192 件

(注 1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注 2) 実施件数は、厚生年金保険については事業所数、国民年金については被保険者数を記載。

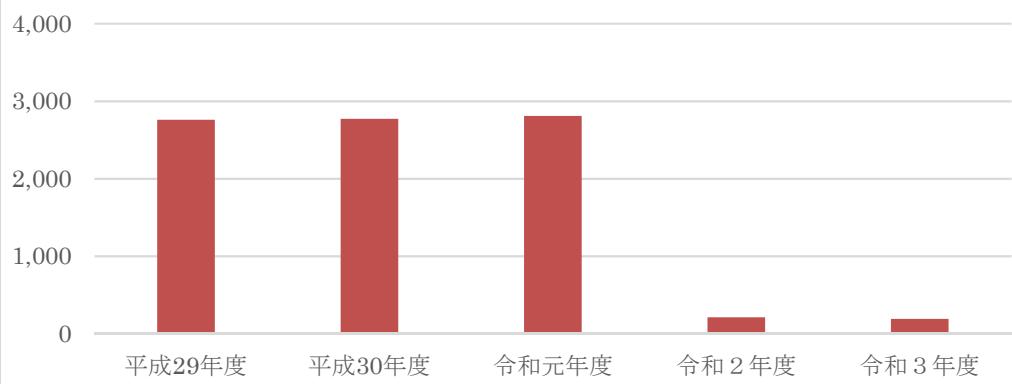
滞納処分の実施状況 (厚生年金保険)



(注) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注) 認可件数については事業所数を記載。

滞納処分の実施状況 (国民年金)



(注) 国民年金については被保険者数を記載。

### 3 日本年金機構が行う立入検査等の実施及び受給権者等調査に係る認可に関する業務

#### (1) 概要

日本年金機構が事業所等に対して立入検査等を行うにあたっては、事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される厚生年金保険の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可処理要領（令和2年6月2日付年管発 0602 第2号厚生労働省大臣官房年金管理審議官「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務取扱要領の改正について」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

また、受給権者や被保険者に関する調査を日本年金機構の職員が行う場合も、立入検査等と同様に事前に厚生労働大臣の認可を受けなければならないと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では日本年金機構東北地域部から提出される、受給権者及び被保険者に関する調査の実施の認可申請について、認可処理要領（令和2年6月2日付年管発 0602 第2号厚生労働省大臣官房年金管理審議官「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務取扱要領の改正について」）に基づき内容を審査し、認可業務を実施しています。

#### (2) 実績

令和3年4月から令和4年3月までの認可申請状況（詳細は参考資料1（3）参照）

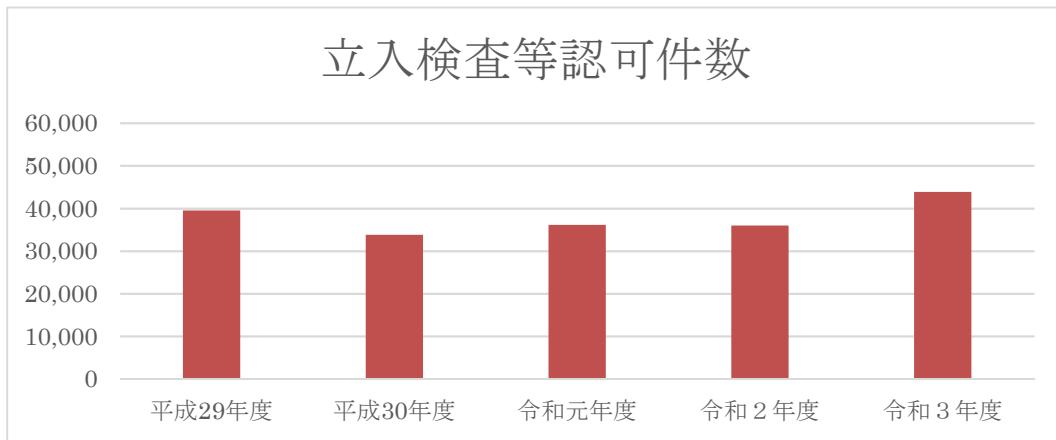
申請事由	申請件数	認可件数
立入検査等	43,890 件	43,890 件
受給権者等に関する調査等	1 件	1 件
計	43,891 件	43,891 件

（注）申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者数及び被保険者数を記載。

平成29年度から令和3年度までの認可状況

区分	立入検査等		受給権者等に関する調査等	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
平成29年度	39,498 件	39,498 件	2 件	2 件
平成30年度	33,837 件	33,837 件	1 件	1 件
令和元年度	36,154 件	36,154 件	0 件	0 件
令和2年度	36,012 件	36,012 件	3 件	3 件
令和3年度	43,890 件	43,890 件	1 件	1 件

（注）申請件数及び認可件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者数及び被保険者数を記載。



(注) 認可件数は、立入検査等及び受給権者等に関する調査等の合計を記載。

#### 4 日本年金機構が行った立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果報告の確認

##### （1）概要

日本年金機構は認可を受けた立入検査等に係る調査結果について、地方厚生局に対し、報告しなければならないと定められています。このため、東北厚生局では、日本年金機構東北地域部から提出される調査結果報告について、認可有効期限内に立入検査等を実施しているか、認可申請時とは異なる理由で調査を実施していないか等を確認しています。

##### （2）実績

立入検査等（受給権者及び被保険者等を含む）に係る調査結果

（詳細は参考資料1（4）参照）

令和3年4月から令和4年3月までの報告件数

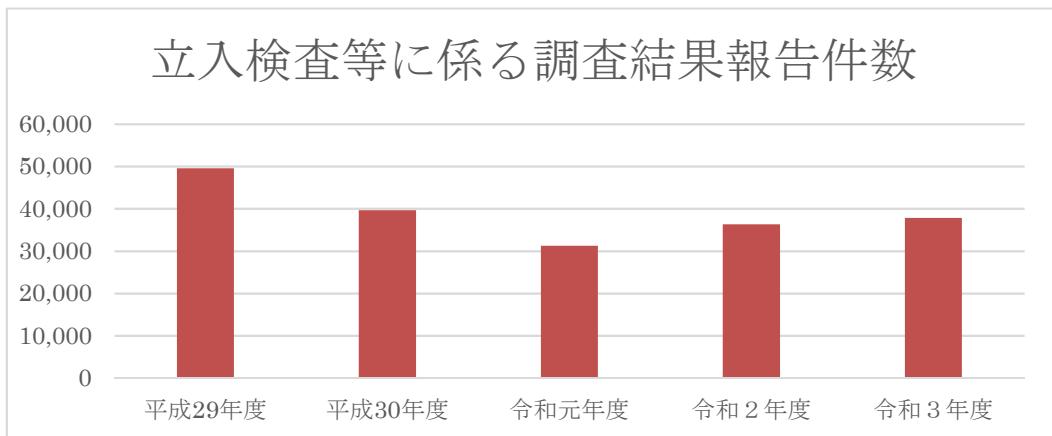
認可事由	報告件数
立入検査等	37,817件
受給権者等に関する調査等	3件
計	37,820件

(注) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載。

平成29年度から令和3年度までの報告件数

報告分	報告件数	
	立入検査等	受給権者等
平成29年度	49,565件	12件
平成30年度	39,641件	2件
令和元年度	31,241件	1件
令和2年度	36,363件	0件
令和3年度	37,817件	3件

(注) 報告件数は、立入検査等については事業所数、受給権者等に関する調査等については受給権者及び被保険者数を記載。



(注) 報告件数は、立入検査等及び受給権者等に関する調査等の合計。

## 5 厚生年金保険料等の納付の猶予申請関係業務

### (1) 概要

厚生年金保険法等において準用する国税通則法第46条に定める規定により、保険料の納付が困難な場合には、一定の要件に該当した上で事業主が申請することにより納付を猶予することができます。

国税通則法に定める猶予は次の3種類であり、それぞれ1年以内の範囲で納付の猶予を許可するものです。

1. 事業主が震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害によりその財産につき相当な損失を受けた場合において認められる納付の猶予（国税通則法第46条第1項）
2. 事業主が災害もしくは病気にかかり、または事業の廃止等の事実がある場合などにおいて納付すべき保険料を一時に納付できないときに認められる納付の猶予（国税通則法第46条第2項）
3. 事業主が届出を遅延した場合において、その一定の保険料を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予（国税通則法第46条第3項）

納付の猶予申請および許可等の通知は日本年金機構を経由して行われます。東北厚生局では、厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領（令和2年6月2日付年管発0602第2号「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務取扱要領の改正について」）に基づき内容を審査し許可業務を実施しています。

### (2) 実績

令和3年4月から令和4年3月の許可等状況

猶予の種類	申請件数	許可件数	不許可件数	合計
災害による納付の猶予	0件	0件	0件	0件
通常の納付の猶予	1件	1件	0件	1件
届出が遅延したことによる納付の猶予	0件	0件	0件	0件

(注) 厚生年金保険料等の納付の猶予は、平成24年11月に厚生労働省年金局より地方厚生（支）局へ移管された業務である。

なお、東北厚生局における平成24年11月～令和3年3月の申請件数は合計40件で、その内、許可26件、不許可14件となっている。

## 6 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可に関する業務

### (1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分等は、日本年金機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務は、日本年金機構の「収納職員」が行うことと定められています。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、日本年金機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬと定められています（認可の権限は、厚生労働省令により地方厚生局長に委任）。

このため東北厚生局では、日本年金機構本部から提出される「徴収職員」及び「収納職員」の認可申請について、認可処理要領（令和2年6月2日付年管発0602 第2号厚生労働省大臣官房年金管理審議官「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う事務取扱要領の改正について」）に基づき内容を審査し認可業務を実施しています。

### (2) 実績

令和3年4月から令和4年3月までの認可状況

区分	申請件数	認可件数
徴収職員（注1）	62件	62件
収納職員（注2）	58件	58件

（注1）徴収職員は、滞納処分を行うことができる者。

（注2）収納職員は、収納事務を行うことができる者。

平成29年度から令和3年度までの認可状況

区分	徴収職員		収納職員	
	申請人数	認可人数	申請人数	認可人数
平成29年度	82人	82人	77人	77人
平成30年度	82人	82人	74人	74人
令和元年度	75人	75人	66人	66人
令和2年度	75人	75人	62人	62人
令和3年度	62人	62人	58人	58人

## 7 社会保険労務士に関する業務

### (1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは地方厚生局長に委任されており、その業務は次のとおりです。（労働諸法令に関するもの等は、都道府県労働局長に委任されています。）

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査

- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力

## (2) 実績

令和3年度における事案はありません。（県別会員数は参考資料1（5）参照）

## 8 年金委員の委嘱・解嘱に関する業務

### (1) 概要

年金委員は日本年金機構法に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦（以下、「職域型」という。）または市町村長等の推薦（以下、「地域型」という。）によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、日本年金機構地域代表年金事務所（仙台東年金事務所）から提出される年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構地域代表年金事務所（仙台東年金事務所）への指示・伝達等の業務を実施しています。

### (2) 実績

東北管内の年金委員数（令和4年3月31日現在）（県別委員数は参考資料1（6）参照）

区分	年金委員数
職域型	12,857人
地域型	705人
計	13,562人

平成29年度から令和3年度までの年金委員数の推移

区分	職域型	地域型	計
平成29年度	11,915人	647人	12,562人
平成30年度	11,953人	538人	12,491人
令和元年度	12,041人	541人	12,582人
令和2年度	12,041人	594人	12,635人
令和3年度	12,857人	705人	13,562人



## 9 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務

### (1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等が学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行するもので、厚生労働大臣の指定等が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定の決定、教育施設の確認、取消等の業務を実施しています。

### (2) 実績

令和3年度は、5法人の指定を行っています。

### (3) 東北管内の学生納付特例事務取扱教育施設数及び学生納付特例事務法人数

(詳細は参考資料1 (8) 参照)

(令和4年3月31日現在)

指定・確認学校数	教育施設	事務法人	合計
施設・法人数	12施設	46法人	58施設・法人
学校数	12校	63校	75校

## 10 保険料納付確認団体の指定等に関する業務

### (1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の業務を実施しています。

### (2) 実績

令和3年度は、新たに指定等を行った団体はありません。

(3) 東北管内の保険料納付確認団体数(令和4年3月31日現在)

3団体(詳細は参考資料1(9)参照)

## 11 国民年金事務費交付金等に関する業務

### (1) 概要

市町村が行う基礎年金、老齢福祉年金及び特別障害給付金に係る事務は、法律によって市町村が実施するものと定められている事務(以下「法定受託事務」という。)と、法律に定めがないものの公的年金制度の円滑な実施のために厚生労働省、日本年金機構及び市町村が協力して実施する事務(以下「協力・連携事務」という。)に分けられます。

国民年金事務費交付金等は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

### (2) 実績

令和3年度の交付状況(県別一覧は参考資料1(10)参照)

#### ①法定受託事務(基礎年金・福祉年金・特別障害給付金)

市町村数	交付決定額	内訳	
		概算交付額	精算交付額
227	17億6,026万円	9億2,860万円	8億3,166万円

(注) 金額は令和4年3月31日現在の数値。

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

#### ②協力・連携事務

市町村数	交付決定額	内訳	
		概算交付額	精算交付額
227	2億6,245万円	8,238万円	1億8,007万円

(注) 金額は令和4年3月31日現在の数値。

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

### 平成29年度から令和3年度までの交付状況

#### ①法定受託事務(基礎年金・福祉年金・特別障害給付金)

区分	市町村数	交付決定額	内訳	
			概算交付額	精算交付額
平成29年度	227	14億7,277万円	9億1,928万円	5億5,348万円
平成30年度	227	14億2,314万円	8億5,410万円	5億6,903万円
令和元年度	227	13億662万円	7億9,920万円	5億742万円
令和2年度	227	17億5,919万円	7億6,009万円	9億9,909万円
令和3年度	227	17億6,026万円	9億2,860万円	8億3,166万円

(注) 金額は各年度3月31日現在の数値。

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

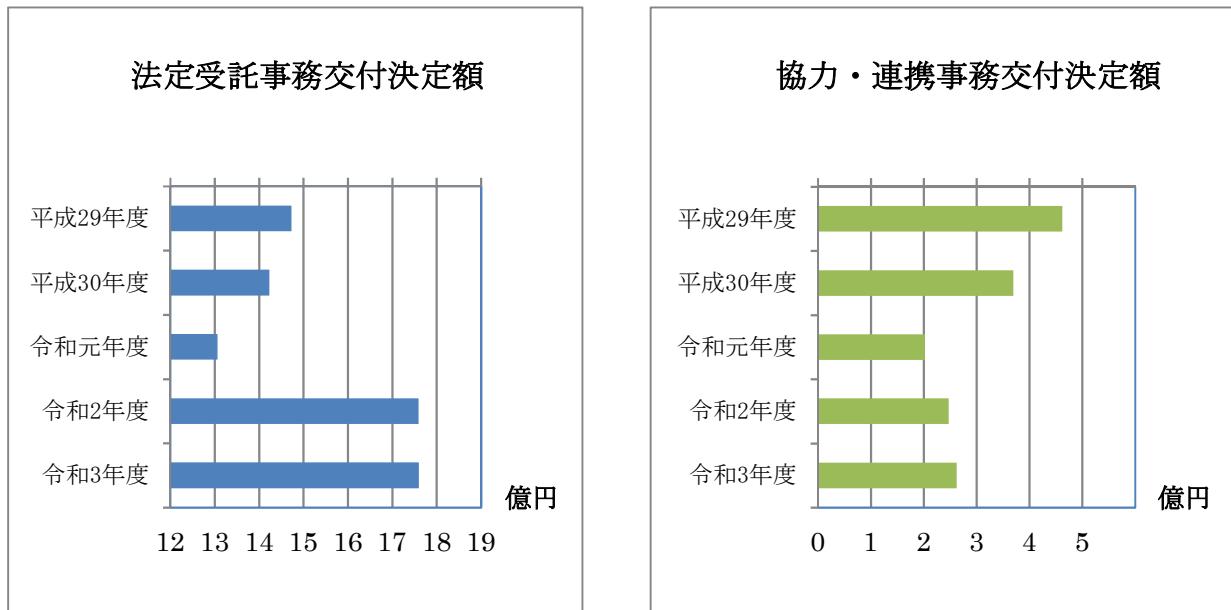
## ②協力・連携事務

区分	市町村数	交付決定額	内訳	
			概算交付額	精算交付額
平成29年度	227	4億6,213万円	1億266万円	3億5,947万円
平成30年度	227	3億6,950万円	9,194万円	2億7,756万円
令和元年度	227	2億243万円	7,730万円	1億2,512万円
令和2年度	227	2億4,734万円	9,177万円	1億5,557万円
令和3年度	227	2億6,245万円	8,238万円	1億8,007万円

(注) 金額は各年度3月31日現在の数値。

(注) 金額は一万円未満を切り捨てた数値。

(注) 金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。



## 12 年金生活者支援給付金に関する業務

### (1) 概要

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、福祉的な給付措置として年金に上乗せして支給するものです。

平成24年11月26日に法律が公布され、令和元年10月1日に施行されました。

市町村が行う年金生活者支援給付金に係る事務は、国民年金事務費交付金等の場合と同様に、法定受託事務と、協力・連携事務に分けられます。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するものであり、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

## (2) 実績

令和3年度の交付状況（県別一覧は参考資料1（11）参照）

区分	市町村数	交付決定額	内訳		
			法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
令和3年度	227	5,581万円	3,421万円	395万円	1,764万円

（注）金額は令和4年3月31日現在の数値。

（注）金額は一万円未満を切り捨てた数値。

（注）金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

令和元年度から令和3年度までの交付状況

区分	市町村数	交付決定額	内訳		
			法定受託事務	協力・連携事務	特別事情分
令和元年度	226	7,532万円	1,329万円	4,025万円	2,177万円
令和2年度	227	6,413万円	3,809万円	529万円	2,074万円
令和3年度	227	5,581万円	3,421万円	395万円	1,764万円

（注）金額は各年度3月31日現在の数値。

（注）金額は一万円未満を切り捨てた数値。

（注）金額について一万円未満を切り捨てていることから計が不一致。

